

持出・複写禁止

通勤・車両運行規程



社会福祉法人 敬寿会

(目的)

第1条 この規程は、法人における通勤と車両の運行に関する事項を定めたものである。

2. この規程の車両とは、道路交通法に定める車両のうち、自動車及び自動二輪、原動機付自転車、軽車両（自転車）をいう。

(通勤手当)

第2条 通勤手当の支給については、就業規則の定めによる。

2. 交通機関及び通勤経路は、法人が適当と認めたものとする。
3. 転居・新線の開通等により通勤経路・通勤手段が変更となった場合は、直ちに届け出を行うこと。
4. 公共交通機関の運賃改定があった場合は、本人が申請し、法人が承認した上で、申請月より手当を改訂する。

(通勤手段の届出)

第3条 職員は、住所変更・通勤手当届を提出しなければならない。また車両通勤を希望する職員については、車両通勤許可申請書を提出すること。

2. 申請内容に変更のあった場合は、速やかに法人に届け出て、再承認を受けなければならない。

(車両通勤の承認基準と期間)

第4条 車両通勤の承認基準は、以下の各号に定める通りとする。

- (1) 交通の便宜上、車両通勤が必要である者
 - (2) その他、法人に承認された者
 - (3) 上記の二項目以上の条件を満たし、かつ申請書提出前1年間において、第12条の取消事項に触れない者
2. 承認期間は1年以内とし、毎年定期に更新する。
 3. 更新は自動更新とせず、所定の承認手続を取らなければならない。

(車両通勤の届出)

第5条 法人が車両通勤を認めた者は、直ちに次の書類を提出することとする。法人の承認を得た後でなければ、当該車両を通勤に使用できない。

- (1) 免許証の写し（自転車の場合は必要無し）
 - (2) 車検証の写し（自転車の場合は必要無し）
 - (3) 任意保険証の写し
 - (4) その他、法人が必要と認めた書類
2. 車両変更、免許証変更、任意保険更新の場合は、変更後直ちに所定の書類を提

出のこと。

3. 車両通勤の承認を受けた場合であっても、当該車両を法人の承認なく業務に使用してはならない。

(駐車場所)

第6条 車両通勤者の車両は、法人が指定又は許可した場所以外には駐車してはならない。

(業務上使用)

第7条 車両通勤者は、業務のために自己の通勤車両を使用してはならない。

2. やむを得ない事情で通勤車両を業務に使用する必要がある場合は、私有車業務上使用許可申請書に必要事項を記入の上、法人の承認を得なければならない。

(運転者の遵守事項)

第8条 車両を運転する場合は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行うとともに、以下の各号に定める運転をしてはならない。

- (1) 飲酒運転
 - (2) 携帯電話を使用しながらの運転
 - (3) 天災地変その他、道路事情が安全運転に困難と予想されるとき
 - (4) 音楽等をイヤホンで聴きながらの運転
 - (5) その他、道路交通法令が禁止している事項に該当する運転
2. 過労その他身体に異常を感じた場合には、運転を控えること。

(報告義務)

第9条 車両通勤者が通勤途上に事故を起こした場合は、被害者の救済、警察への連絡をした後、直ちに法人に報告し、指示に従わなければならない。

(責任の所在)

第10条 車両通勤者が通勤途上に起こした事故については、法人は賠償責任を負わない。

2. この規程に違反している間に起こした事故については、法人は賠償責任を負わない。
3. 駐車中に生じた車両の破損、盗難等についても、法人はその責任を負わない。

(任意保険の加入)

第11条 自動車、自動二輪、原動機付自転車、自転車で通勤をする者は、必ず下記の

保険金額以上の任意保険契約に加入しなければならない。

- (1) 対 人：無制限
- (2) 対 物：無制限、原動機付自転車、自転車については5百万円以上
- (3) 搭 乗 者：2千万円以上、原動機付自転車、自転車については2百万円以上

(車両通勤承認の取り消し)

第12条 第4条の承認基準を欠いた場合、自動的に車両通勤承認は消滅するが、この場合は遅滞なく法人に届け出なければならない。

2. 第8条に違反して事故若しくは検挙された場合は、直ちに承認を取り消す。
3. 車両の不正改造又は法人が認めない過度な装飾等を行っている場合は、承認を取り消す。
4. 以上の他、法人が必要と認めた場合は、承認の取消をすることがある。

(求償権および懲戒)

第13条 職員が車両による事故を起こし、そのために法人が損害を受けたときは、法人はその損害について本人に賠償を請求し、懲戒処分をすることがある。

2. 飲酒運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合は、就業規則に規定する懲戒処分を行なう。

附 則

1. 本規程は、令和 2年 1月 1日から実施する。